

改正 平成28年4月1日

東北医科薬科大学は、公的研究費の使用に関して、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、大学の学術研究業務に対する国民の信頼を確保するため、研究等を遂行する上での行動（態度）の基準を行動規範として次のとおり定める。

この行動規範は、本学の研究者及び事務職員等（以下「研究者等」という。）が公的研究費（注）の使用にあたって、遵守すべき指針を明らかにするものであり、本学の研究者等は、これを誠実に実行しなければならない。

記

- 1 研究者等は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
- 3 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務処理の手続きは、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正に行わなければならない。
- 4 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

（注）公的研究費とは、文部科学省等の行政機関又はこれらの機関が所管する独立行政法人から配分される研究資金をいう。

附 則

この規程は、平成27年3月21日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。